

特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室という。

2 この法人の略称は、Fラボと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害に対する地域のレジリエンスを高めるため、支援現場の知見や経験を蓄積・分析し、中間支援機能の強化と防災・減災に関する実践的な提言を行う“災害支援のシンクタンク”として活動するほか、災害時における多様な主体の連携・調整、平時における人材育成やネットワーク形成を通じて、災害に強い地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として以下の事業を行なう。

- (1) 防災・災害支援に係る県内及び県外の情報の収集・発信事業
- (2) 平時及び災害時における多様な主体間の連携促進事業
- (3) 災害時における被災者及び被災地支援事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員__この法人の目的に賛同し入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員__この法人の目的に賛同し、活動を資金面で支援する団体及び個人

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は第1項又は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年にわたって納入しないとき。
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款または規約に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上、20人以下

(2) 監事 1人以上、3人以下

2 理事のうち1名を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は次により決定する。

(1) 理事会において理事候補者を選出し、総会において選任する。

(2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

4 監事は、総会において選任する。

5 監事は、理事又は、この法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前2項及び第21条第1項第2号の規定にかかわらず、役員が法第20条（欠格事由）に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

（報酬）

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員の報酬額は、理事会の決議を経て決める。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

（会議の種別）

第19条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（会議の権能）

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 解散における残余財産の帰属先
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

2 総会は次の事項を報告する。

- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び活動決算

3 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算

- (3) 理事候補の選出
- (4) 会費の額
- (5) 役員の報酬額
- (6) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (7) 借入金の借入れ
- (8) 総会に付すべき事項
- (9) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定により、招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第23条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、原則として開催日の少なくとも3日前までの通知しなければならない。ただし、災害時など緊急を要するときにはこの限りではない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

- 2 理事会は、総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第23条第4項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、緊急の場合については、総会の出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 3 理事会における議決事項は、第23条第5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第27条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会において代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等はその数を記載する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 評議員会

（設置）

第29条 この法人には、評議員会を置くことができる。

（構成）

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、会員（団体は、その代表者又は役員）の中から理事会の議決により選任する。
- 3 評議員は、理事会が必要と認めた場合において、その総数の2分の1以内で会員外から選任することができる。

（権能）

第31条 評議員会は、この法人の事業内容について評価、助言、提言を行う。

（開催）

第32条 評議員会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

（組織及び運営）

第33条 評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(管理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第37条 この法人の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び変更)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が速やかに作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3か月以内に理事会の議決を経て、通常総会に報告しなければならない。

2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第45条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併した場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定された、今法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第47条 この法人は総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第8章 雑則

(事務局)

第48条 この法人には、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会が選任する。
- 4 その他、事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページおよび掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第14条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 平川文、副代表理事 松田光司、理事 平山猛、樋口朋晃、監事 菊竹浩訓、川嶋睦己
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定に関わらず、この法人の設立の日から2027年の6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第37条の規定に関わらず、この法人の設立の日から2026年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立年度の事業年度の事業計画及び予算は、第38条の規定に関わらず、設立総会の定めるところとなる。
- 6 第8条の規定に関わらず、設立時当初の会費は設立総会で議事録に記載のある金額とする。
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市中央区天神2丁目14-2福岡証券ビル8階（三好不動産内）に置く。